

令和7・8年度学校給食用めん加工委託工場指定方針

令和6年4月30日

公益財団法人静岡県学校給食会

1. 指定申請のできる工場

- (1) 本年度、学校給食用めん加工委託工場の指定を受けている工場で、引続き指定を希望する工場。（以下、「指定更新希望工場」という。）
- (2) 新たに指定を希望する工場で、別添「学校給食用小麦粉製品加工および炊飯委託工場指定要領」に適合し、静岡県学校給食会（以下、「給食会」という。）が必要と認める工場。（以下、「新規指定希望工場」という。）

2. 指定申請書の提出

指定更新希望工場及び新規指定希望工場は、「委託工場指定申請書」に次の必要書類を添付して令和6年6月28日（金）までに給食会へ提出する。

- ① 工場平面図…施設の間取り、機械・器具の配置が明示されているもの
- ② 納税証明書または完納証明書…代表者個人の令和5年度市町県民税の納税証明の書類
- ③ 食品衛生監視票…令和5年7月以降のもの（コピー可）

なお、指定更新希望工場が静岡県学校給食めん協同組合（以下「組合」という。）に所属する場合は、組合を通じて給食会へ提出する。

3. 工場の選定

- (1) 工場の選定は「学校給食用小麦粉製品加工および炊飯委託工場指定要領」の規定に基づいて行う。
- (2) 工場実地調査は、令和6年9月下旬から実施する。
- (3) 委託工場選定委員会は、令和6年12月に開催する。

4. 学校割当

委託工場として指定する工場への学校割当は、次の各事項を考慮して行う。

- (1) 工場の製造規模
- (2) 輸送距離の平均化
- (3) 市町教育委員会及び工場所属団体の意見
- (4) 学校給食に対する実績

5. 委託工場及び学校割当決定の時期

令和7年2月に行う理事会で決定する。